



拡散シミュレーション実施について答えず 東海再処理廃液の対策や監視体制は安易で危険だ

六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準
適合性審査の強化等に関する再質問主意書から

川田議員から3月に提出して頂いた質問主意書「六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する質問主意書」（第百八十九回国会質問第五四号。以下「前回主意書」という。）に対する答弁書（内閣参質 189 第 54 号。以下「前回答弁書」という。）は、両再処理工場の重大事故に係る放射性物質の拡散シミュレーションなどの評価をしようとしてせず危機管理意識が希薄であり、疑問点も多々あることから、再度質問していただきました。

政府答弁の問題点（まとめ）

- 1) 重大事故拡散シミュレーションの実施について答えず。原発については原子力規制委員会の試算が行われシミュレーションが公開されている。一方再処理工場は原発よりも内蔵放射能が数十倍多いのに拘らず答えようとしない、これでは自治体の地域防災計画が立てられないであろう。
- 2) 東海再処理施設は撤退することになり国の監視体制は安易で危険な状況にある。高レベル廃液（福一大気放出の約 80 倍の放射能を内蔵）は六ヶ所再処理工場より大量にあり、対策は事業者任せのため津波対策など心配だ。冷却用パイプの破断や破損があればポンプ車や電源があっても冷却できなくなる、最悪時の深層防護対策もなされていない。首都圏住民を守るため国へ重大事故防止委員会を求めたがこれに答えず。
- 3) 原発のコアキャッチャーのような放射能を閉じ込める最後の手段（深層防護）については答えず。
- 4) 米原子力規制委員会同様ホームページ冒頭に「人と環境を守る」を付け加えることについては答えず。
- 5) 「事故責任者の罰則の見直しも含め原子力関連法について根本的な法体系から見直さなければいけないのではないか。また、総理大臣及び原子力規制委員会委員長の「国民と美しい国土を守るため」二度と重大事故を起こさぬ覚悟を示されたい。」質問に答えず。

以下質問・答弁次いでコメントです。

質問 一 答弁書一の1については、重大事故の際の放射性物質の拡散シミュレーションの両再処理工場における実施の有無と行っていない場合の理由を示されたい旨の私の質問に対して政府は答えず、ただ「事業指定基準規則」の重大事故防止やその評価条件を答弁しているにすぎない。重大事故の拡散シミュレーションを国や事業者は行っているのか、行っていないのか、又は行っても公開できないのか、行わない又は公開できないのならばその理由を明らかにされたい。行っているのならば結果を公表されたい。

また、答弁書一の10についてで、「再処理施設に係る原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）（中略）の範囲の見直しを行うこととしている。なお、当該見直しを踏まえ、原子力災害対策に係る地域防災計画を作成すべき範囲について検討を行うこととしている。」としていたが、拡散シミュレーションがないまま重点区域の範囲の見直しができるものか政府の見解を示されたい。

答弁 一について

先の答弁書（平成二十七年三月十日内閣参質一八九第五四号。以下「前回答弁書」という。）一の1についてでお答えしたとおり、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）においては、再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）は、冷却機能の喪失により高レベル放射性液体廃棄物が沸騰し、大量の放射性物質が空气中に放出する事象等を含めた重大事故の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならないとされている。当該措置とは、重大事故の発生及び拡大を防止するための設備が有効に機能するかを確認することとされており、確認に当たっては、重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することとされている。日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）の再処理事業所再処理施設における当該評価については、平成二十六年一月七日付けで、日本原燃から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十四条の四第一項の規定に基づく再処理事業に係る変更の許可を求める申請（以下「再処理事業変更許可申請」という。）がなされており、原子力規制委員会において、現在、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）により改正された原子炉等規制法及び原子炉等規制法の規定に基づく原子力規制委員会規則等に定める基準（以下「新規制基準」という。）に係る適合性審査を進めていることから、現時点でお答えすることは困難である。また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）における当該評価については、現時点において、原子力機構から再処理事業変更許可申請がなされていないことから、原子力規制委員会では把握していない。

なお、国際原子力機関や諸外国の規制基準も参考にしながら策定した事業指定基準規則では、放射性物質の放出量を示すこととされているが、重大事故が発生した場合の放射性物質の大気拡散のシミュレーションを実施することとはされていない。

また、再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の見直しの具体的方法について現在検討中であることから、お尋ねの「拡散シミュレーションがないまま重点区域の範囲の見直しができるものか」について、現時点において、お答えすることは困難である。

【コメント】 重大事故の拡散シミュレーションを実施しているのかどうかという質問に対して、やっているとも、やっていないとも答えていない。「事業指定基準規則では、・・・重大事故が発生した場合の放射性物質の大気拡散シミュレーションを実施することとはされていない。」との答えのみ。原発では原子力規制委員会が国内16サイトで2012.10.14地形を考慮しない不完全なものだが公表している。「拡散シミュレーションは、道府県が、地域防災計画を策定するにあたり、防災対策を重点的に充実すべき地域の決定の参考とすべき情報を得るために、原子力発電所の事故により放出される放射性物質の量、放出継続時間などを仮定し、周辺地域における放射性物質の拡散の仕方を推定するもの」とその目的が記載されている。再処理工場の内蔵する放射能は原発の比ではない、したがって自治体の防災計画に必要であることは自明である。事業者が拡散シミュレーションを求められないのならば、原発同様国が評価し拡散シミュレーションを公開し、各関係道府県に示し、地域防災計画に資するべきである。国では評価をしてはいるのだが、旧西ドイツ政府の評価同様、あまりに深刻な結果であるため答えられないのではないかと推定している。

質問 二 我が国では現在地震が多発していることから、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）を襲った程度の津波がまた襲来する可能性を否定できない。答弁書一の4については、国や事業者は同程度の津波が到来した場合、標高六メートルの東海再処理施設にある高レベル廃液がどうなるのか、その対策がどうなっているのか詳細を調べていないとのことであった。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構という原子力専門家集団の施設で、このような基本的で重大な評価をしていないことは考えられない。人々の安全をどのように考えているのか。あらゆる手段を講じて首都圏の人々を守る姿勢がなければ専門家集団として信頼されない。東海再処理施設にあるのは福島原発事故の際に放出された約七十九倍の放射性セシウムを内蔵する高レベル廃液であり、事業者任せでは首都圏住民を守ることはできない。重大事故対応は電源だけではない。配管、ポンプ、継ぎ手、冷却水貯槽など冷却系等が破損し漏水しても冷却ができなくなる。答弁書一の5についてで「必要な措置を講ずるよう指導してまいりたい」とあるが、必要な措置とは具体的に何か示されたい。また、再処理工場の大事故防止問題に関わる新たな審議委員会等を作り、大事故時の拡散シミュレーションを行い津波対策と最悪事故時の深層防護（最後の手段）を検討し、国民を守るため積極的かつ真剣に取り組むべきと考えるが、政府の具体的な対応と見解を示されたい。

答弁 二について

原子力機構によれば、東海再処理施設の敷地外への放射性物質や放射線の著しい放出を伴う事故への対策として、電源の多重化に加え、お尋ねの「冷却系等」が機能しない場合には、ポンプ車等から給水することにより高放射性廃液を冷却できるようにする等の対策を講じているとのことである。また、お尋ねの「必要な措置」については、新規制基準に定められている重大事故の発生及び拡大を防止するための措置等を想定している。

お尋ねの「深層防護（最後の手段）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力規制委員会は、外部有識者も参加する「核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム」を設置し、再処理施設等に係る新たな規制基準の検討を行い、平成二十五年十二月に、新規制基準を策定しており、新規制基準には、重大事故の発生及び拡大を防止するために必要な措置や津波対策も含まれている。なお、一について述べたとおり、事業指定基準規則を含む新規制基準において、重大事故が発生した場合の放射性物質の大気拡散のシミュレーションを実施することとはされていない。

原子力規制委員会においては、事業者から再処理事業変更許可申請がなされた場合には、新規制基準に係る適合性審査を行ってまいりたい。

【コメント】核燃サイクル施設に関する新規制基準に定められている重大事故防止の措置を想定しているとのこと。しかし、電源対策はかなり行われているようだが、冷却系統パイプ、貯槽などが破断・破損した場合にはポンプで給水しようとしても漏水により冷却が困難になる事態になる。高線量下の場合修理もできないとなると最悪の事態になる。このような想定外の事態が重大事故を引き起こす。再処理工場では重大事故時の拡散シミュレーションを実施することになっていないからやらなくて構わないという姿勢だ。シミュレーションをすると原発とは比較にならない広範囲の汚染になるため公開したくないのであろう。現に福島第一原発事故放出の約80倍のセシウム137を内蔵する高レベル廃液を貯蔵している。重大事故になると関東一円が人の住めない地域になる可能性がある。首都圏住民を守るためにも絶対に重大事故を起こさないように監視委員会を設置しなければいけない。東海再処理施設が撤退するということが気が抜け、対策を求めるなどの監視がおざなりになっているようで非常に危険だ。

質問 三 地震大国の我が国では、世界の再処理施設で起こったような事故が再処理工場内の各施設で同時に起こる可能性が強い。事故が同時多発した場合の対応について問うたが、答弁書一の6及び7については曖昧な答弁であった。「重大事故が発生した場合における（中略）放射線の放出を抑制するために必要な設備を設けることを求めている」とあるが、具体的にはどのような設備を求めているのか。欧州の原子力発電所ではコアキャッチャーが設置されメルトスルーに備えていると聞いている。このような深層防護（最後の手段）や同時多発事故への対応について核燃料施設の新規制基準に規定しているのか、再度政府の見解を示されたい。

答弁 三について

お尋ねの「深層防護（最後の手段）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、事業指定基準規則においては、重大事故が発生した場合における再処理施設を設置する工場又は事業所外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備として、例えば、再処理施設の各建物に放水できる設備の配備等

を想定しているが、当該設備に限定されるものではなく、事業指定基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、事業指定基準規則に適合するものと判断することとしている。また、事業指定基準規則においては、重大事故の発生及び拡大を防止するための設備が有効に機能するかを確認するに当たっては、重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することとしている。

【コメント】 深層防護（最後の手段）として欧州の原発で実施されているコアキャッチャーを例に、再処理工場における最悪事態を未然に防ぐ手段を問うたが、深層防護については答えがなかった。小手先の放水や移動式の電源、コンプレッサーで対応出来る範囲は限られている。工場内各施設で火災・電源・冷却施設の破損など同時多発した場合の対応については「重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価する」と回答があった。大地震により各施設のパイプラインで液漏れ、溢水が工場内各施設で、同時に多発することが見込まれる、ついで漏洩液による火災、溢水による臨界、そして停電、高放射線下本当に対応できるのか疑問である。想定外により重大事故に発展する。深層防護はどうしようもできなくなった場合、最後の手段であるがこれに答えられないようでは再処理工場の運転を行う資格がないと言えよう。

質問 四 答弁書二の三について「原子力規制委員会は「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る」ことを使命とすることを（中略）広く国民に伝えていくことは重要と考えている。」とするのであれば、是非原子力規制委員会ホームページ冒頭に米国原子力規制委員会（NRC）のホームページと同様、「人と環境を守る」を付け加えるべきと考えるが、いかがか。

答弁 四について

原子力規制委員会のホームページのトップページでは、同委員会の組織理念を踏まえた原子力規制委員会委員長の発言、委員の活動など同委員会の主要な活動を紹介することを通じて、同委員会の果たす役割について国民に伝えていく考えである。なお、ホームページの構成や内容については、情報の見やすさや分かりやすさ等の観点から、継続的に見直しを行うこととしている。

【コメント】 福島原発事故の教訓として、原子力の規制機関と推進機関とのなれ合いがあった。原子力規制に関しては大きな利権がからみ、利権集団からの誘惑がある。これに対し常に自省をする心が求められている、基本的な目的「規制により、人と環境を守る」と内外に示し自覚することが福島の教訓を生かすことである。ここを曖昧にしては国民の信頼を失うであろう。なぜ NRC ができて原子力規制委員会 NRA はやろうとしないのか。

質問 五 前回主意書の質問二の四で私は国の責任と覚悟を問うたが、答弁書はこれに答えず事業者へ責任を転嫁していた。福島原発事故を省みると、重大事故を起こしながら誰も責任をとっていない。このような無責任がまかり通るこの国は法治国家と言えない。事故責任者の罰則の見直しも含め原子力関連法について根本的な法体系から見直さなければいけないのではないかと、政府の見解を明らかにされたい。また、総理大臣及び原子力規制委員会委員長の「国民と美しい国土を守るため」二度と重大事故を起こさぬ覚悟を示されたい。

右質問する。

答弁 五について

東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故のような事故を二度と繰り返さないという覚悟の下、前回答弁書二の4についてでお答えしたとおり、原子力規制委員会において、最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしつつ再処理施設の規制に必要な基準を設定し、再処理施設がその基準に適合しているか否かを確認している。

また、万が一事故が起きた場合、原子力災害の拡大の防止等に必要な措置の実施や原子力損害の賠償等について、その一義的な責任は、現行法令上事業者が負うこととなる。さらに、政府としても、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）等の関係法令に基づき、緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講ずる等の責務を有するものと認識している。

【コメント】「重大事故を起こし誰も責任をとっていない。このような無責任がまかり通るこの国は法治国家と言えない」との意見に反論せず「基準を制定し、その基準に適合しているか否か確認している」「万一事故が起きた場合・・・一義的な責任は・・・事業者が負う・・・。政府としても原災対特別措置法等・・・に基づき、・・・必要な措置を講ずる等の責務を有すると認識している。」と形式的な回答であった。事故の責任をどう取るのか、罰則を含め法整備を求めたが見解を示そうとしていない。総理大臣、原子力規制委員長の二度と重大事故を起こさぬ覚悟も示されていない。

これでは福島原発事故の被災者は救われない。事故を起こした政治家、監督官庁の責任が問われていない。国民を守るため重大事故を起こさぬ覚悟も示せないようでは、国のリーダーとしてあまりに無責任ではないか。

（コメント：永田）

* 質問主意書の質問本文と答弁本文については

参議院 HP の以下第 189 国会（常会）提出番号 122 をご覧ください。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/189/syuisyo.htm>